タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社佐呂間ハイヤー（法人番号４４６０３０２００３３２９）　代表者田村秀一	北海道常呂郡佐呂間町字永代町１０５番地３号	本社営業所	北海道常呂郡佐呂間町字永代町１０５番地３	R6.12.13	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項　他６件	令和６年８月２６日、長期未監査を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）運賃・料金、運送約款の公示義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第４条第１項）、（２）運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反（運輸規則第４条第２項）、（３）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）新任運転者に対する指導、監督義務違反（運輸規則第３６条第２項）、（５）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（７）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）	1	1
	以下余白									